民法

1. 民法とはどのような法律か。

民法とは、私人間の法律関係(権利義務関係)を一般的に規律する法律(私法の一般法)です。

2. 公法・私法とは何か。

公法とは国家と一般私人との関係について規定している法です。公法の例としては、憲法、公職 選挙法、刑法等があります。

私法とは、私人間の様々な生活関係を規律するルールです。私法の例としては、民法、会社法等があります。

民法は私的な生活関係のすべての面について一般的に規律していることから、私法の一般法と呼ばれています。

3. 一般法・特別法とは何か。

適用範囲の限定された法を特別法といい、限定されない法を一般法といいます。民法は国民全部に適用されるのに対し、商法は主に商人に適用されます。

この場合、民法が一般法であり、商法が特別法です。特別法は一般法に優先して適用されます。

民法

(法定利率)

第404条

利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年5分とする。

商法

(商事法定利率)

第514条

商行為によって生じた債務に関しては、法定利率は、年6分とする。

民法

(代理権の消滅事由)

第111条

代理権は、次に掲げる事由によって消滅する。

- 一 本人の死亡
- 二 代理人の死亡又は代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたこと。
- 2 (略)

不動產登記法

(代理権の不消滅)

第17条

登記の申請をする者の委任による代理人の権限は、次に掲げる事由によっては、消滅しない。

- 一 本人の死亡
- 二 本人である法人の合併による消滅
- 三. 本人である受託者の信託に関する任務の終了
- 四 法定代理人の死亡又はその代理権の消滅若しくは変更

4. 実体法・手続法とは何か。

実体法とは、事柄の実体を規定した法あるいは法律関係の内容を定める法です。

手続法とは、実体法によって形成されたものを実現する手段を規定している法です。

金を借りた者はこれを返す義務があるということは実体法である民法に規定してあり、これを返してもらえない場合に返してもらえる権利を強制的に実現する手続は民事執行法等に規定されています。

他に実体法と手続法の関係の例は、民法と不動産登記法、会社法と商業登記法等があります。

民法

(不動産に関する物権の変動の対抗要件)

第177条

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法(平成 16 年法律第 123 号)その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

民法

(供託)

第494条

債権者が弁済の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、弁済をすることができる者(以下この目において「弁済者」という。)は、債権者のために弁済の目的物を供託してその債務を免れることができる。弁済者が過失なく債権者を確知することができないときも、同様とする。

5. 判例とは何か。

判例とは、裁判例のことです。判例は特定の条文の解釈の基準となるものです。最高裁判所の判例は、事実上法律の条文と同じような拘束力を持ちます。

6. 民法典はどのような構成になっているか。

民法は、全体が「総則」「物権」「債権」「親族」「相続」の5つの編に分けられています。 民法は、財産に関する「財産法」と家族関係に関する「身分法」に分けることができます。 民法総則編は、権利の主体、権利の客体、法律行為、時効、期間等について民法全体に通ずる ルールを規定しています。

物権編・債権編は、財産法について「物権」と「債権」の2分野に分けて規定しています。 親族編は、夫婦関係や親子関係について、その成立及び内容について規定しています。相続編は、 相続人や相続の効力、遺言等について規定しています。

例えば、第1編総則の第2章「人」のなかには次のような規定があります。

民法

(未成年者の法律行為)

第5条

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。

- 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
- 3 (略)

これは、未成年者を保護するための規定です。

第2編の物権編では、物権の代表的なものである所有権(第3章)のなかには、所有権の取得事由として次のような規定を設けています。

民法

(無主物の帰属)

第239条

所有者のない動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

- 2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。
 - 一つのものを複数の人で所有している状態、すなわち共有について次のような規定があります。

民法

(共有物の使用)

第249条

各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

第3編の債権編のうち、債権発生事由の代表的なものである契約(第2章)について、その解除 に関して次のような規定があります。

民法

(履行遅滞等による解除権)

第541条

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。

第4編の親族編第2章婚姻では、次のような規定があります。

民法

(婚姻適齢)

第731条

男は、18歳に、女は、16歳にならなければ、婚姻をすることができない。

民法

(夫婦の氏)

第750条

夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。

第5編相続編では、誰が相続人となるのかについて第2章相続人で、次のような規定を設けています。

民法

(子及びその代襲者等の相続権)

第887条

被相続人の子は、相続人となる。

- 2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。
- 3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは 廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

民法

(法定相続分)

第900条

同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

- 一 子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各 2 分の 1 とする。
- 二 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は、3分の2とし、直系尊属の相続分は、3分の1とする。
- 三 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は、4分の3とし、兄弟姉妹の相

続分は、4分の1とする。

四 子, 直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする。

7. 民法の基本原則とは何か。

民法の基本原則には以下のものがあります。

① 権利能力平等の原則

権利能力平等の原則とは、老若男女を問わず、人は人でありさえすればみな、権利義務の主体となる資格(権利能力)を有するという原則です(民法2条参照)。

② 私的自治の原則

私的自治の原則とは、私法的な法律関係に関しては、個人がその自由な意思に基づいて自律的に 法律関係を形成することができるという原則です(民法 91 条参照)。

③ 所有権絶対の原則

所有権絶対の原則とは、中世と異なり、所有権が何の拘束も受けない万人に対する不可侵の権利として尊重されるべきだという原則です(民法206条参照)。

④ 過失責任の原則

過失責任の原則とは、法的責任を負うのは行為者に少なくとも過失がある場合でなければならないとする原則です(民法415条・709条参照)。

8. 物権とは何か。

物権とは、物に対する直接・排他的な支配権です。所有権が物権の代表的な例です。民法では、 物権の性質に従って、「占有権」「所有権」「用益物権」「担保物権」の4種類に分けられています。

用益物権とは他人の土地をなんらかの目的で利用する権利であり、地上権、地役権、永小作権があります。

担保物権とは一定の物を債権の担保として用いる権利であり、留置権、先取特権、質権、抵当権があります。

9. 債権とは何か。

債権とは、特定人が、特定人に対して、一定の給付を請求できる権利です。権利を行使できる者を「債権者」、一定の給付をすべき者を「債務者」といいます。

債権の発生原因には、「契約」「事務管理」「不当利得」「不法行為」があります。そして、債権の発生原因の中で最も重要なものは「契約」であります。

10. 物権と債権の違いは何か。

物権とは、物に対する直接・排他的な支配権です。物権は民法その他の法律で定められたものに限られ、当事者が任意に創設することはできません(民法 175 条、物権法定主義)。物権は誰に対しても主張できる絶対権であり、公示手段が必要であります。

債権とは、特定人が、特定人に対して、一定の給付を請求できる権利です。債権には排他性がありません。債権は契約自由の原則の下に、自由にその内容を決定できます。債権は当事者間において債権債務関係のあることを認識していれば足りる相対権なので、公示手段は不要です。

民法

全体構造

問題

正しい場合にはOを、誤っている場合には×を部分に記入しなさい。

問1

未成年者が贈与を受けるには、それが負担付のものであっても、法定代理人の同意を得ることを 要しない。

問2

未成年者が債務の弁済を受ける(貸したお金を返してもらう)には、法定代理人の同意を得なければならない。

問3

未成年者が法定代理人の同意を得ずに、不動産を売り渡す契約をした場合、当該契約は無効である。

問4

無主の不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

問5

土地を二人で共有している場合、持分が均等であるならば、共有者の一人は当該不動産の半分を使用することができる。

問6

契約は、契約の当事者が契約書に署名または記名押印したときに成立する。

問7

契約の当事者が履行を怠ったとしても、相手方は直ちに当該契約を解除することができるのではない。

問8

配偶者のある者は重ねて婚姻することができず、配偶者のある者が更に婚姻する旨の婚姻届が受理されても、当該婚姻は無効である。

問9

同氏の男女が婚姻した場合、夫婦は、原則として夫の氏を称するものとされる。

問 10

被相続人の子が相続の放棄をした場合には、その者の子が代襲して相続人となる。

民法

全体構造

解說

問1

未成年者が贈与を受けるには、それが負担付のものであっても、法定代理人の同意を得ることを要しない。

× 負担付の贈与は、「単に」権利を得る行為ではないので、未成年者がこれをするには法定代理 人の同意を要する。

問2

未成年者が債務の弁済を受ける(貸したお金を返してもらう)には、法定代理人の同意を得なければならない。

○ 弁済を受けることによって債権が消滅するので、これは権利を失う行為であり、法定代理人の 同意を要するものである。

問3

未成年者が法定代理人の同意を得ずに、不動産を売り渡す契約をした場合、当該契約は無効である。

× 未成年者が法定代理人の同意を得ずにした法律行為は、無効ではなく取り消すことができる ものである。

問4

無主の不動産は、所有の意思をもって占有することによって、その所有権を取得する。

× 所有者のない不動産は国庫に帰属する。所有の意思をもって占有することによって,その所有権を取得するのは,無主の動産である。

問5

土地を二人で共有している場合、持分が均等であるならば、共有者の一人は当該不動産の半分を 使用することができる。

× 共有者は、共有物の全部を使用することができる。

問6

契約は、契約の当事者が契約書に署名または記名押印したときに成立する。

× 契約は、書面によらなければならないものと、意思表示の合致で足り書面によることを要しないものがある。したがって、一般に契約の当事者が契約書に署名または記名押印したときに成立するのは誤りである。

問7

契約の当事者が履行を怠ったとしても、相手方は直ちに当該契約を解除することができるのではない。

○ 契約の当事者が履行を怠ったとしても、相手方は原則として、催告の後なお履行がない場合でなければ、当該契約を解除することができない。

問8

配偶者のある者は重ねて婚姻することができず、配偶者のある者が更に婚姻する旨の婚姻届が受理されても、当該婚姻は無効である。

× 配偶者のある者は重ねて婚姻することができない。よって前段は正しい。 しかし、配偶者のある者が更に婚姻する旨の婚姻届が受理された場合、当該婚姻は取り消す ことができるものであり、当然に無効となるものではない。

問9

同氏の男女が婚姻した場合、夫婦は、原則として夫の氏を称するものとされる。

× 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。これは同氏の男女が婚姻 した場合でも異ならない。

問10

被相続人の子が相続の放棄をした場合には、その者の子が代襲して相続人となる。

× 代襲相続となるのは、被相続人の子が、相続開始以前に死亡し、相続欠格事由に該当し、又は相続廃除された場合である。